

市民参加条例の検討項目とその内容について

検討項目		内容		論点・考え方
基本的な事項	目的	本条例の目的	草津市自治体基本条例に基づくものであることと条例制定の目的を述べます。	
	市民の役割	市民参加における市民の基本的な役割	市政への積極的な参加に努める、参加にあたり、自らの意見と行動に責任を持つ、などが想定されます。	
	市の役割	市民参加における市の基本的な役割	市政について市民に積極的に情報を提供する、市民からの質問や要請に対して誠意を持って応答する、公平、公正で効率的な運用を行う、などが想定されます。	
	市民参加の対象	市民参加の対象となる事項の基準	対象としては、基本的な事項を定める計画の策定や変更、条例の制定や改廃、大規模な市の施設の設置にかかる計画の策定又は変更、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃などが想定されます。 また、軽微なものなど市民参加の対象としないものについても基準を定めることも想定されます。	
市民参加の内容	市民参加の方法	市民参加の方法としての具体的な手法	具体的な手法としてはパブリック・コメント、公聴会、審議会などがあげられます。草津市自治体基本条例第6条において、アンケート、市長への手紙、パブリック・コメントなどの手法が例示されており、これらとリンクさせることも考えられます。	
	市民参加の実施	対象となる事項に対し、市民参加を実施すること	対象となる事項に対し、市民参加を実施すると述べます。	
	具体の手法の手続き	先に定めた市民参加の各方法の具体的な手続きの内容	具体の手法としてあげたパブリック・コメント、公聴会、審議会などの手続きなどについて述べます。	
市民参加の推進	市民参加の推進	市民参加を推進するための仕組み	市民参加を推進・評価するための会議の設置などについて述べます。	
	市民参加の実施状況の公表	市民参加の実施状況や実施予定の公表	市民参加の実施状況や実施予定を公表することについて述べます。	

第1回～第3回の委員会の意見交換をもとにとりまとめる予定です。